平成２３年（フ）第９８８号
東京都青梅市河辺町４丁目21番地の５カサヴェール河辺201号
債務者　高橋　　寛
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松見日出男
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月24日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７９２号
神奈川県大和市つきみ野４丁目５番地　つきみ野ビレジＢ－１－602
債務者　砂越　章吉
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芳野　直子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１７７号
横浜市青葉区奈良４丁目４番地１　８－403
債務者　林　　弘三
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　清孝
4　破産債権の届出期間　平成23年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月27日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６５号
神奈川県相模原市緑区橋本５丁目22番３号
債務者　辻郷　博勝
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　信一
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９６６号
神奈川県相模原市緑区橋本５丁目22番３号
債務者　辻郷　里恵
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　信一
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１８５０号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島632－１
債務者　村越　信保
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　祐之
4　破産債権の届出期間　平成23年９月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月17日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０３号
静岡県島田市大津通３番の２
債務者　酒井登史雄
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　秀世
4　破産債権の届出期間　平成23年９月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６７号
兵庫県姫路市安富町杤原350番地２
債務者　坂口養鶏場こと　坂口　正毅
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹嶋　健治
4　破産債権の届出期間　平成23年９月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４１８号
兵庫県姫路市南条２丁目51番地
債務者　谷口　裕子（旧姓由本）
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成23年９月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３０５号
北海道旭川市緑が丘東５条１丁目６番３－28号道住82Ｒ３－28号
債務者　山本久美子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２８号
岐阜県養老郡養老町船附838番地
債務者　長井アントニオこと　デ　オリベイラ　アントニオ　アパレシド
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
岐阜県養老郡養老町船附838番地
債務者　長井ツヤ子こと　オリベイラ　ツヤコ　ナガイ
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
岐阜県大垣市牧新田町40番地
債務者　春日井　瞳（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
岐阜県不破郡垂井町綾戸975番地の８
債務者　増田　直子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３４０号
静岡県湖西市吉美2934－１　サンホープ木下203、住民票上の住所静岡県浜松市中区佐鳴台６丁目26番22号
債務者　鈴木　茂夫
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係